

平成19年8月31日
長崎県廃棄物・リサイクル対策課

1. 目的

外国由来のものを含む漂流・漂着ごみにより、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行への支障や漁業への被害などが引き起こされていることから、市町等と連携して対策を講じる。

2. 本県の地域特性等

以下の地域特性から、本県は漂流・漂着ごみの影響が大きく、沿岸環境の悪化や水産資源への影響が深刻な問題となっており、特に、韓国や中国に近い地域(壱岐、対馬等) においては、外国由来のごみが多く漂着している状況にある。

< 長崎県の地域特性 >

- ・ 本県は日本の最西端に位置している
- ・ 島の数が 971 で全国第 1 位である
- ・ 海岸線総延長は北海道に次ぐ全国第 2 位の長さの 4,196km を有している

3. 本県の海岸ごみの現状

(1) 県下一斉浜そうじ実績 (長崎県海と渚環境美化推進委員会)

H16 年度 約 1,386 トン (対馬 289 トン 21%)

H17 年度 約 1,496 トン (対馬 714 トン 48%)

H18 年度 約 1,117 トン (対馬 374 トン 33%)

(注) 海岸清掃の実績量であり、漂着ごみの総量ではない。

(2) 対馬における外国由来の漂着ごみ (H13 年 8 月東京水産大学調査)

外国由来 80 ~ 90%

(内訳) 韓国 80 ~ 90% (全体の 60 ~ 80%)

中国 10 ~ 20% (全体の 8 ~ 20%)

(3) H18 年度の医療系漂着物の状況 (12 月 22 日取りまとめ)

・ 漂着市町数 : 12 市町

・ 漂着数 : 5,369 個 (内訳)

注射器	1,797 個
バイアル瓶	2,627 個
試薬瓶	860 個
その他	85 個

4. 課題

(1) 漂着物による影響

- ・ 有害物質を含むものがある
- ・ 漁業被害
- ・ 海洋汚染と生物への影響
- ・ 景観の悪化

(2) 漂着ごみ処理経費の負担問題（国の補助制度が不十分）

(3) 海岸管理者の責任分担が不明確

(4) 長崎県は外国由来の漂着ごみの影響を受けやすい

(5) 回収しても、繰り返し漂着する状況にある

5. 主な取り組み

(1) 漂流・漂着ごみ問題対策協議会の設置（H14年10月）

- ・ 漂流・漂着ごみ問題対策指針の策定（H16年3月）
- ・ 漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画の策定（H18年3月）
- ・ 漂流・漂着ごみ問題対策協議会の開催（H19年5月）

(2) 市町が行う漂着ごみ撤去事業経費への助成（H14年度～）

- ・ 対象事業：漂流・漂着ごみの撤去、運搬、処分
- ・ 補助内容：

事業区分	補助率	交付限度額
離島振興法指定地域かつ補助対象経費4,000千円以上の事業	10分の7以内	1市町あたり4,200千円。 ただし、の事業のみ実施する
上記以外	2分の1以内	市町にあっては1,500千円。

- ・ 予算（H19年度予算）：19,120千円

(3) 海岸清掃活動に取り組む団体への支援（「県民参加の地域づくり事業」の実施）（H15年度～）（河川課）

- ・ 道路、河川、海岸、港湾で清掃活動を行う住民団体の登録し、活動支援

(4) 韓国との協働事業

- ・ 「海の環境美化キャンペーン」の実施（H15～17年度）（環境政策課）
- ・ 日韓学生つしま会議（H18～20年度）（環境政策課）

(5) 国への要望等

政府施策要望

< 従前からの要望事項 >

- ・回収・運搬・処分に係る財政支援措置の創設
- ・処理体制の確立
- ・国際協力体制の構築

< 19年要望の追加事項 >

- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の採択基準の緩和
- ・災害等廃棄物処理事業費補助金の拡充
- ・漂流・漂着した流木の回収のための基金制度の創設

構造改革特区提案（H17年11月）

- ・県提案：処理（焼却）に関する規制緩和
- ・市町提案：処理責任の明確化

6. 国の対応

(1) 漂流・漂着ごみに関する関係省庁連絡会

- ・H12年8月設置
- ・H16年3月再開

(2) 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議

- ・構造改革特区提案を受け、H18年4月に設置
- ・検討課題

状況の把握

取組事例の把握

国際的な対応を含めた発生源対策

被害が著しい地域への対策

- ・平成18年度は4回開催、関係都道府県との意見交換を10月6日開催（関係課長で構成される幹事会も開催されている）
- ・漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ（H19年3月）

(3) 国の平成19年度予算（漂流・漂着ごみ対策に係る事業）

環境省 ・漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査費（新規）

環境省 ・災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ゴミ処理事業分）

環境省 ・廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金）（拡充）

環境省 ・廃棄物処理施設等科学研究費補助金（競争的資金）（重点化）

国交省、農水省 ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（拡充）

水産庁 ・漁場漂流・漂着物対策推進事業（新規）

7. 平成 18 年度流木特別対策

(1) 流木の漂流・漂着本数

- ・本 数：77,909本

(2) 市町における処理事業量及び経費（決算額）

- ・対象市町：11市3町
- ・事業量：約11,082立方メートル
- ・経 費：138百万円

（負担内訳）	国補助金	18百万円（13%）
	県補助金	53百万円（38%）
	市町一般財源	67百万円（49%）

国補助金は1/2補助。残り1/2の8割は特別交付税措置がなされる。

国補助金・交付税措置 32百万円（24%）

	県補助金	53百万円（38%）
	市町一般財源	53百万円（38%）

(3) 主な対策

災害廃棄物処理事業費国庫補助金（環境省）の活用

市町支援（県補助金による支援）

- ・補助対象：漂着流木の撤去経費及び回収・撤去した流木の運搬・処分に要する経費

- ・補助内容：

区 分			補助率	交付限度額
県管理 区 域	撤去費、運搬費		全地域	10/10
	処分費	財政力指数0.42以下	本 土	5/10
			離 島	7/10
		財政力指数0.42超	全地域	5/10
その他 の区域	撤去費 運搬費	財政力指数0.42以下	本 土	5/10
			離 島	7/10
	処分費	財政力指数0.42超	全地域	5/10